八　関西服装㈱に対する件（違反法条　景表法三条（懸賞制限告示一項及び三項））

昭和五一年（判）第二号

審　決

大阪府守口市寺方本通三丁目二五番地
被審人　関西服装株式会社
右代表者　代表取締役　井出益夫
右代理人　弁護士　近藤千秋

公正取引委員会は、右被審人に対する昭和五一年（判）第二号事件について審判手続を行っていたところ、昭和五一年六月七日、同人から、文書をもって、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第五三条の三の規定に基づく同意審決を受けたい旨の申出があり、かつ、排除計画書が提出されたので、これを精査したところ、適当と認められた。よって、同条及び不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第七条第二項の規定に基づき、その後の審判手続を経ないで、次のとおり審決する。

主　文

一　被審人は、一般消費者を対象に、昭和五〇年四月二〇日から同年五月五日までを期間とし、「店内全品・仮決算在庫一掃」と称して行った懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三七年公正取引委員会告示第五号。以下「懸賞制限告示」という。）第一項及び第三項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　被審人は、今後一年間、懸賞制限告示備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　被審人は、第一項に基づいて行った公示について、すみやかに、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事実及び法令の適用

別紙審判開始決定書記載のとおりである。

昭和五一年七月五日

公正取引委員会

委員長　澤田悌

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久

委員　青山春樹

別紙

昭和五一年（判）第二号

審判開始決定書

大阪府守口市寺方本通三丁目二五番地

被審人　関西服装株式会社

右代表者　代表取締役　井出益夫

右の者から、昭和五〇年（排）第三〇号について、昭和五〇年一二月一〇日、不当景品類及び不当表示防止法第八条第一項の規定に基づき審判手続の開始の請求があったので、同条第二項の規定により、右の者に対する審判手続を開始する。

第一　事実

一　被審人関西服装株式会社（以下「関西服装」という。）は、肩書地に本店を置き、紳士服及び紳士洋品の製造販売業を営む事業者であって、岡山県内に二、島根県内に一、広島県内に九、山口県内に七及び福岡県内に二合計二一の小売店舗を有している。

二　関西服装は、一般消費者を対象として、「店内全品・仮決算在庫一掃」と称し、広島県内の五店舗については昭和五〇年四月二〇日から、その他の全店舗については同月二五日から、いずれも同年五月五日までを期間とし、期間中右各店舗において、紳士服又は紳士洋品（一品の販売価額は、最低のものはネクタイの七五〇円、最高のものはイージーオーダー紳士服の八万円。）を購入した者に対し、購入一品ごとにスピードくじ一本を引かせ、購入価額の九割、六割、二割又は一割のいずれかに相当する金額を当該購入価額から減額するという方法により、総額一七七〇万円の景品類を提供することを企画し、この企画に基づいて前記商品を一般消費者に販売した。

三　しかるに、右懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、(一)取引の価額が五〇〇円以上五万円未満の場合は一万円、(二)取引の価額が五万円以上一〇万円未満の場合は三万円であるところ、前記二により提供する景品類中、購入価額の九割及び六割に相当する金額を減額する場合はこの制限をこえるものがある。

また、当該懸賞に係る取引の予定総額は九〇〇〇万円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は一八〇万円である。したがって、前記景品類の価額の総額一七七〇万円はこの制限をこえるものである。

第二　法令の適用

前記事実によれば、関西服装の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三七年公正取引委員会告示第五号）備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同制限告示第一項及び第三項の規定に違反するものである。

昭和五一年二月一八日

公正取引委員会

委員長代理委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久

委員　青山春樹